

国民健康保険からのお知らせ

1

～家族みんなでいつまでも健康な暮らしを送るために～
特定健診・がん検診を受診しましょう！

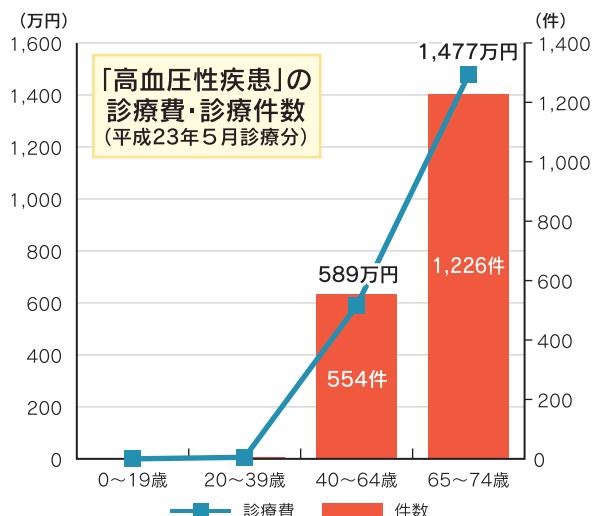
小郡市国保加入者の平成23年5月分の診療費と診案件数の状況を見てみましょう。

(データ:国民健康保険中央会)



診療費・診療件数ともに、がんに加え、高血圧・糖尿病・腎不全といった生活習慣病に関する分野の疾病(□で囲んでいる部分)が1/3近くにのぼっていることがわかります。

年齢とともに高まる生活習慣病やがんの発病・発症リスク



左のグラフは、上で示した疾病のうち「高血圧性疾患」の状況を年齢層別に見たものです。40～64歳と65～74歳の区分では、診療費・件数が倍以上になっていることがわかります。

60歳代以降発症しやすい生活習慣病やがんは、健診を通して早期発見に努め、早期治療を行うことで、将来的身体的負担(手術・リハビリ)や金銭的な負担(治療費)を減らすことができます。

「健診と言われても、今は別にどこも悪くないし…」と考えて受診を控えてはいませんか？それは大きな間違いです。健診は、まだ自覚症状がない人に受けたいため、早期発見や予防につなげることに意味があるのです。

小郡市では、生活習慣病の予防およびがんの早期発見のために、次の健診(検診)を毎年行っています。年に1回(子宮・乳がん検診は2年に1回)は検診を受けて、自分の健康状態を確認しましょう。

対象者	診査の目的
特定健康診査 (特定健診) 40歳以上74歳未満の 小郡市国民健康保険加入者	生活習慣病の発症リスクを高めるメタボリックシンドローム(いわゆるメタボ)に着目した健康診査
がん検診 40歳以上の全市民 ※一部の検査に例外あり	がんを早期発見し、治療につなげるための検診

平成24年度の各種健診の受診方法は、4月15日号のお知らせ版でお知らせしています。

詳しくは健康課 健康推進係(あすてらす内)

☎72-6682・80-2524にお尋ねください。

2

大事な医療費を大切に使いましょう！

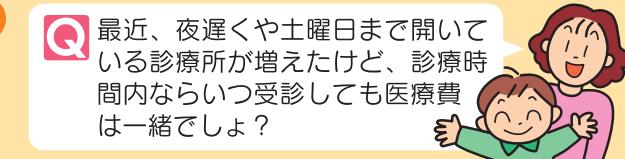
これまで医療費の増加や国保の財政状況、健診の大切さについて見てきましたが、この項では、これからも安心して医療を受けていくために、日頃の受診の際に気をつけていただきたいことをお知らせします。適切に医療機関を受診することが、窓口負担として支払う医療費や国民健康保険税の有効活用にもつながりますので、皆さんのご協力をお願いします。

休日・夜間受診はよく考えてから

休日や夜間などの時間外受診は、割増料金がかかるため医療費の増加を招きます。

また、本来救急医療は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものですから、むやみな受診を控えれば、医師の負担を減らし、本当に医療が必要な患者さんを助けることにもなります。

休日や夜間に受診しようと思ったときは、平日の時間内に受診することができないか、もう一度よく考えてみましょう。



A ×違います！

早朝・夜間や土曜日の午後も診療時間としている診療所（※1）では、診療時間内であっても午前8時前や午後6時以降（土曜日は午後〇時以降）に受診すると、「夜間・早朝加算」分の医療費が割り増しされるんです！



（※1）必要な届出をした病床数が19床以下の医療機関

薬のもらいすぎに注意しましょう

処方された薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談し、必要な分だけをもらうようにしましょう。

また、薬の飲み合わせによっては、副作用が出ることもあります。服用している薬は、お薬手帳などできちんと管理しておきましょう。

重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診するのは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけではなく、重複する検査や投薬で、かえって体に悪い影響を与えてしまうかもしれません。

今受けている治療に不安があるときは、そのことをきちんと医師に伝えて話し合ってみましょう。

本当は“タダ”ではない子どもの医療費

現在小郡市に住む小学生未満のお子さんは、医療証を提示すれば、基本的に窓口での支払いが無料になります（※3歳以上は所得制限・定額負担あり）。

ところで、「無料」になった治療にかかっている実際の医療費は誰が負担しているかご存知ですか？ 実は、2割は小郡市の一般会計が、残り8割は加入している健康保険が負担しているのです。つまり、子どもの医療費の無料化は、無料になった部分を皆さんの税金や保険税（料）で支払う仕組みだということができます。

夜中にお子さんの具合が悪くなったら、まず【小児救急医療電話相談】を上手に利用するなどして、不要不急の受診は避けるように心がけてみてください。



【小児救急医療電話相談】

お子さんが夜中に病気やけがをしたときに電話で相談ができます。翌日まで待っても大丈夫か、すぐに受診した方が良いのかなどを看護師や小児科医が助言します。

電話番号 #8000（ブッシュ回線
携帯電話）
(ダイヤル回線は☎37-6116)

▼相談時間 午後7時～翌朝7時

▼相談内容 子どもの救急医療（病気、けが、薬、応急処置など）に関するこ

※夜間のため電話番号間違いにご注意ください。

【小児救急医療電話相談】について詳しくは…
福岡県小児救急医療電話相談（福岡県医師会HP）
https://www.fukuoka.med.or.jp/syoni_tel.html

3

「退職者医療制度」に該当していませんか？

★退職者医療制度って？

国民健康保険の制度の中に「退職者医療制度」という仕組みがあります。国保加入者の多くの人は会社などを退職した後に国民健康保険に加入していますが、現役時代よりも退職後の方が医療を受ける機会が多いため国保に加入してからの医療費の方が高くなる傾向にあります。

このような医療保険間の不公平を解消するための制度が「退職者医療制度」です。

★具体的に何が違うの？

退職者医療制度と一般的な国民健康保険に、税率や窓口での自己負担割合の違いはありません。

ただし、退職者医療制度に該当する人の自己負担分以外の医療費は、一部を国保からではなく、職場の健康保険などからの拠出金で負担することになっています。つまり、退職者医療制度に該当すれば、皆さんの国保税などからの医療費支出を減らすことができるのです。

★退職者医療制度の対象になったら、必ず届出を！

退職者医療制度の対象となっているのに届出がないと、拠出金で負担すべき医療費まで小都市の国保加入者が負担することになってしまいます。

きちんと届出を行うことで、最終的には皆さんの負担軽減にもつながります。

★退職者医療制度の対象になるのはどんな人？

A. 退職被保険者(本人)の条件

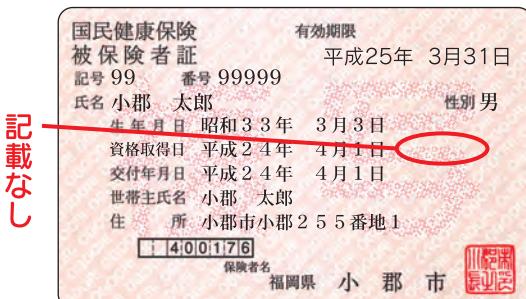
- ①年金の受給権があること
(年金証書を受け取っていること)
- ②現在65歳未満であること
- ③厚生年金または共済年金に合計20年以上または40歳以降10年以上加入していること

B. 退職被扶養者(家族)の条件

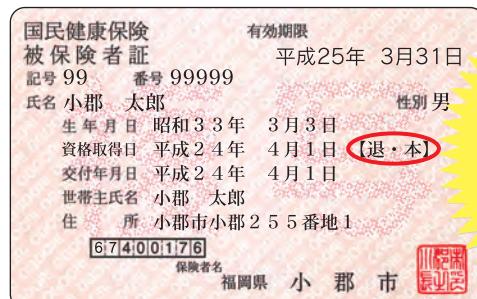
- ①退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者の収入により扶養されていること
- ②現在65歳未満であること
- ③年間の収入が130万円未満(60歳以上65歳未満の人は180万円以下)であること

A・Bいずれかの条件に該当する人は、お手元の被保険者証の確認をお願いします。

①一般の被保険者証



②退職者医療制度の被保険者証



上記A・Bの条件に当てはまる人は、①一般の被保険者証をお持ちの場合、退職者医療制度に該当しますので、窓口での届出をお願いします。
(国保年金課 国保係⑧番窓口)

退職者医療制度届出に必要なもの

- ①現在お持ちの一般の国民健康保険被保険者証
- ②年金証書(ねんきん特別便など年金の加入期間がわかる書類でも可)
- ③印鑑(認印)

ご協力をお願いします！